

長岡市省エネ・再エネ産業振興プラットフォーム規約

(名称)

第1条 このプラットフォームは、「長岡市省エネ・再エネ産業振興プラットフォーム（以下「本プラットフォーム」という。）」と称する。

(目的)

第2条 本プラットフォームは、2050年のカーボンニュートラル実現や、国際・社会情勢の変動に伴う物価高騰等を背景として産業界が求められる脱炭素化の取り組みを支援するため、産学官金の連携による情報共有・協力体制を構築することで、市内における省エネルギー及び再生可能エネルギー導入（以下「省エネ・再エネ」）に向けた取り組みを強化し、市内企業の省エネ・再エネ分野への新規事業参入を促進し、脱炭素分野における産業の振興を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 構成員及び参画企業・団体による会議の開催
- (2) 省エネ・再エネの推進及び、市内省エネ・再エネ関連産業の活性化に資する情報共有及び情報交換
- (3) 上記各号の活動によって得られた省エネ・再エネに関する技術・知見等の情報発信
- (4) その他、本プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 本プラットフォームは、第2条の目的に賛同する団体を構成員として組織する。

(参画企業・団体)

第5条 本プラットフォームの活動に賛同する、省エネ・再エネ関連の取り組みを実施中、若しくは取り組みを目指す企業、団体は、参画企業・団体として本プラットフォームの活動に参加することができる。

2 本プラットフォームへの参画を希望する希望は、事務局に書面にて申し込みを行う。

(役員)

第6条 本プラットフォームに、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 監事 1名

2 代表は、長岡市長がその職を務める。

3 副代表及び監事は、構成員が参加する会議で選出する。

4 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第7条 代表は、本プラットフォームを代表し、総括する。

2 副代長は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、本プラットフォームの業務及び出納に関する状況を監査する。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて、代表が招集する。

2 次の各号における事項については、総会を開催し、審議決定する。

(1) 役員の選出に関すること。

(2) 事業計画及び実施に関すること。

(3) 予算の審議及び決算の承認に関すること。

(4) 規約の制定及び改廃に関すること。

(5) その他、本プラットフォームの運営にあたり必要と認めた事項

(財源)

第9条 本プラットフォームの活動の原資は、長岡市からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第10条 本プラットフォームの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事務局)

第11条 本プラットフォームの事務局は、長岡市商工部産業イノベーション課内に設置する。

(その他)

第12条 本規約に定めるもののほか、運営に必要な事項は別途定める。

附 則

本規約は、令和4年7月19日から施行する。